

写) 正副理事長、県連盟正副コミッショナー、事務局長

令和3年7月27日

地区事務長経由

団委員長各位

ベンチャー隊長各位

救急章技能考査員各位

地区コミッショナー各位

日本ボーイスカウト千葉県連盟
県連盟コミッショナー 片寄 朗
スカウト支援委員会委員長 児玉春美

コロナ禍における救急章技能章考査の特別措置について

日頃よりスカウト運動にご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

先にお知らせしました、「コロナ禍における救急章技能章考査の特別措置」について、適用を申請する場合の手順をまとめましたので、この手順に従って、各地区スカウト支援委員長までお申し出いただきますようご案内いたします。

この制度は、コロナ禍でもスカウトの進歩を止めないための特別措置として、ボーイスカウト救急法講習会中止による救急章未取得が進級の遅れにつながりかねないスカウトに対する支援措置ですので、ボーイスカウト救急法講習会に参加できる場合はそちらを優先してください。

記

コロナ禍における救急章技能章考査の特別措置 実施手順

添付資料：救急章技能章考査の特別措置 実施手順

事前課題記入用紙

この件に関する問合せ先：スカウト支援委員長 児玉春美

Harusan-koda@jcom.home.ne.jp

以上

救急章・技能章考査の特別措置

令和3年6月14日

千葉県連盟コミッショナー 片寄 朗

コロナ禍によるボーイスカウト救急法講習会の中止による進級の停滞を避けるための特別措置として、技能章「救急章」の考査細目に次の代替措置を適用する。

考査細目		代替措置
(1)	ボーイスカウト救急法講習会 もしくはそれに準ずる救急法 講習会を修了する。(略) 考査方法：修了証目の提示	一年以内もしくは適用要件(※)を満たす期間 内にボーイスカウト救急法講習会を受講する ことを条件に、救急法講習会事前課題の提出 と救急法講習会講師との面談により、考査細 目(1)を履修済みとし、他の考査細目の履修 を進めることができる。 ※適用要件は新型コロナウイルス感染状況を 踏まえ適宜県連盟コミッショナーが定める。

代替措置の適用要件と運用方法

1. 本措置は、二年以内に消防署の普通救命または上級救命講習を修了し、菊スカウト章を取得済みのベンチャースカウトに適用する。
2. 本措置は、令和3年6月より令和3年12月末までの期間に代替措置を完了（講師との面談を終了）する場合に適用する。
3. 本措置の適用を希望するスカウトは救急法講習会事前課題を作成後、隊長を通じて地区のスカウト支援委員長に申し出て、講習会講師の面談を受ける。面談後、課題の理解が十分であると判断した場合は、講師は考査細目(1)の仮認定（スカウト進級手帳への記名または捺印）を行う。
4. 考査細目(1)を除き、他の考査細目は技能章考査員が認定を行い、救急章を取得することができる。
5. 本措置は、講師との面談終了後、高校3年生のスカウトは令和4年3月末または富士スカウト章の全考査課目の認定が完了する前のいずれか早い方を、その他のスカウトは一年以内もしくは富士スカウト章の全考査課目の認定が完了する前のいずれか早い方を期限に、ボーイスカウト救急法講習会を受講することを条件とする。

以上